

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第3回川西市立学校校区審議会	
事務局(担当課)		教育推進部学校教育室学務課	
開催日時		平成28年11月30日(水) 午後5時00分～	
開催場所		市役所4階 庁議室	
出席者	委員	橋詰福子、山内乾史、泉廣治、阪上素子、藤原隆、 熊手輝秀、後藤正順、酒井弘、川島かおり、高千尋、中井成郷	
	その他		
	事務局	木下教育推進部長、岸学校教育室長、 尾辻教育推進部参事兼学務課長、上原学務課長補佐、 辻原学務課主事、木村学務課書記	
傍聴の可否		可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議事 (1) 諮問事項に係る審議について (2) 校区外就学希望制度の運用状況について (3) その他	
会議結果		審議経過のとおり	

審 議 経 過

事務局	<p>それでは時間となりましたので、ただ今から第3回川西市立中学校校区審議会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、本日、臼井委員よりご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それでは会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>みなさんこんばんは、年末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>後ほど、お諮りしますように、これまで審議いただききた諮問事項に関するまとめでございます。本日も建設的に議論いただければ幸いです。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、本日の議事進行につきまして、ここから会長にお願いいたします。よろしく願いします。</p>
会 長	<p>まず、議事次第をご覧ください。議事(1)でございます。「諮問事項に係る審議について」です。事務局より諮問事項に係る答申(案)の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事前に送付しておりました、答申(案)の説明をさせていただきます。本年8月25日に、川西市立中学校の校区に関することについて諮問し、前回までの審議会で議論していただいた内容を踏まえまして、答申案としてまとめました。</p> <p>1枚目は鑑で、2枚目が本審議会から教育長あての答申文、3枚目が答申内容です。</p> <p>2枚目をご覧ください。それでは、2枚目から通して読ませていただきます。</p> <p style="text-align: center;">～ 2枚目、3枚目、読み上げ～</p> <p>なお、3枚目の様式、及び細部の字句調整について、ご意見がある場合は、本日中に修正案を決め、次回の日付で正式な答申書とし、教育長に手渡しの予定です。</p>
会 長	<p>ただ今、川西南中学校及び川西中学校の校区変更についての答申案につきまして、事務局よりご説明いただきました。これは、すでに審議をしていただいたところではございますが、説明がございましたように、文言等について精査していただければと存じます。何か特にご意見等ございますでしょうか。</p> <p>では、今からお一人ずつ、ご意見を伺っていきたいと思います。</p>
委 員	<p>私は、別に問題ないと思います。</p>
委 員	<p>はい。一緒です。</p>
委 員	<p>はい。私も、結構でございます。</p>
委 員	<p>私も良いと思います。</p>
委 員	<p>私も同じく問題ないかと思えます。</p>
委 員	<p>結構です。</p>
委 員	<p>はい。結構です。</p>
委 員	<p>はい。結構です。</p>
委 員	<p>結構です。</p>
委 員	<p>これで、結構です。</p>
会 長	<p>それでは、また何か特段のご意見など、お気づきの点がございましたら、本日中に事務</p>

	<p>局の方へ連絡いただくとして、今ご意見は特にございませんようですから、この案件については、審議会としてご承認いただいたものとして、扱わせていただいでよろしいでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>～ 異議なし声 ～ それでは、議事（１）はこれで終了いたしました。 議事（２）でございます。「校区外就学希望制度の運用状況について」という案件です。事務局よりご報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今期、就任の委員がおられますので、校区外就学希望制度の概要についてご説明させていただきます。お手元に黄色いリーフレットをお配りしておりますので、ご覧ください。</p> <p>本市では、学校教育法施行令に定められた、就学校の決定にあたりまして、住所によって定められた校区の学校を指定しています。しかし、校区境界付近の小規模開発等や市外から転入のあった保護者から通学距離、生活圈等を理由とした、就学指定校の変更要望が増加し、混乱を招いた時期がありました。</p> <p>そこで、校区をめぐる問題解決の一助として、平成１７年度に一定の条件のもと、保護者や本人の希望により校区外の学校への入学を認める本制度を導入いたしました。</p> <p>具体的には、変更申請できる範囲を、２ページの表に示しているとおり、久代小学校が校区の場合、隣接校区の加茂小学校１校とします。</p> <p>また、対象者については、新１年生の１０月１日現在、川西市に住所がある人又は、１０月２日以降本制度の申請書提出締切日の前日までの転入者としています。その一方、過剰な流入により、学級数の増減を招かないよう、校区外の学校への入学希望に係る人数制限を、各学校ごとの１０月１日時点の川西市内に住所のある新１年生の人数の５％を限度としています。</p> <p>例えば、ある校区の学校の新１年生が１００人いる場合、その校区外へ変更入学できる人数は、５人となります。</p> <p>さらに、５％の限度枠で、校区外の学校へ就学校を変更できる場合であっても、受入可能人数を超過した場合は、抽選により最終的に入学できる人を決定します。</p> <p>次に例外的な場合ですが、３ページ中段に記載のとおり、本制度によって、兄弟がすでに希望する学校に在籍している人、また、本制度により入学し、卒業する小学校が属する中学校を希望する人は、申請によって優先扱いとして、抽選から除外されます。</p> <p>以上、制度概要に引き続き、平成２７年度の状況をご説明します。</p> <p>資料１をご覧ください。１ページは、小学校の平成２８年度入学に係る校区外就学希望申請及び受入校別就学希望者の状況で、２ページは、中学校のものです。</p> <p>１ページに戻りまして、左端の小学校名、こちらは本来校区の学校です。</p> <p>その右隣が５％限度枠で、それぞれの学校から他の学校へ出られる上限人数です。</p> <p>その隣が、実際の申請者数です。</p> <p>希望校別申請状況の枠ですが、これはどの学校にそれぞれ何人が希望したかを表しています。兄弟優先等については、既に希望する学校に兄弟が在学している場合は、優先扱いとして５％の抽選から除外されます。抽選対象者は、申請者から優先者を引いた人数です。最終的に５％限度枠との差がマイナスになっている学校は、抽選を実施した学校です。</p>

	<p>具体的に加茂小学校で見ますと、申請された方が2人いて、2人とも川西小学校を希望されています。さらに、希望された2人のうち、5%枠から優先扱いで除外される方が1人おられ、抽選対象者は1人となり、5%限度枠4人以下ですので、抽選はございませんでした。</p> <p>平成28年度入学者では、川西北小学校で抽選を実施し、3名が落選しています。</p> <p>下部の表は、受入校別希望者の状況という枠がありますが、受入枠については、どの学校も希望者が上回っておりませんでしたので、抽選もありませんでした。</p> <p>なお、抽選のあった川西北小学校の希望理由として多かったのは、ご近所や幼稚園での友人関係、あるいは学校が近いという理由でした。</p> <p>小学校の全体的な理由としまして、友人関係、学校が近い、通学上の安全という順番となっています。</p> <p>次に2ページですが、表の見方は1ページと同じで、中学校での状況を表しています。</p> <p>中学校で抽選となった学校は緑台中学校で、5%限度枠6人に対して抽選対象者が11人で、5人が抽選により落選しました。</p> <p>受入については、小学校と同様に枠を超えませんでしたので、抽選はありませんでした。</p> <p>抽選となった緑台中学校の希望理由として多かったのは、学校が近い、兄弟が在学、部活動という理由になっています。</p> <p>中学校の全体的な理由としまして、友人関係、学校が近い、学校評価や環境、本人の希望、部活動の順番となっていました。</p> <p>なお、例年、5月に当該年度の1年生の保護者を対象とした、校区外就学希望制度に関するアンケートを実施しておりますが、この年度は、学校統廃合に伴うデリケートな時期で正確な調査結果が得られないため、実施しておりません。</p> <p>したがって、申請書に記載された内容を紹介させていただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>この制度は、この審議会で私が着任する前に作られた制度でありまして、審議会として現状を絶えず把握して、もし問題等があり必要があれば見直していくということで今日も、現状について、ご報告をいただいたということでございます。</p> <p>今期から委員になられた方、最初にご質問等があればお願いしたいと思います。</p> <p>この制度はいつからやっているんですか。</p> <p>平成17年度からの実施です。</p> <p>実施のきっかけは、どういうことだったのでしょうか。</p> <p>それまでは、このような制度がございませんでしたので、本来は、住所地により定められた校区の学校を指定しておりました。</p> <p>しかし、校区の境界付近の小規模の開発等また、市外から転入のあった保護者から、通学距離や生活圏を理由とした就学校の変更要望が増加してまいりまして、混乱を招いた時期がありましたので、校区をめぐる問題解決の一助として、実施したという経緯がございます。</p> <p>分かりましたどうもありがとうございます。</p> <p>質問は、ありません。</p>
--	--

委員	川西北小のところで、限度枠の5人という数字ですが、今年の入学生、確か71人だったと思うのですが、それでいくと4人が枠になるはずなのですが、ここで5名になっというのは、四捨五入ではなく端数は、切り上げになっているんでしょうか。
事務局	10月1日時点の人数で、すべて切り上げで計上しております。
委員	5%枠を超えたときに、理由によって優先順位を決めるということでしたが、理由がみんな同じ場合には、何を優先に決めていくのか教えてください。
事務局	5%枠の人数を超過した場合、委員のおっしゃった理由ではなく、公開で抽選という形で行っております。したがって、先ほど申し上げた理由は、申請書に記載のある代表的なものを紹介させていただきました。
委員	分かりましたありがとうございます。
委員	東谷小なのですが、牧の台小に4人、陽明小に1人の希望者があるというふうに見たらいいわけですね。これは、やはり近いというのが一番ではないかと、おそらく長尾地区、清流台のことでないかと思うのですが、もし、希望者がこれから先もあるのであれば、校区のことを慎重に考えなくてはならないということをもっと思います。長尾自治会は、コミュニティの中では、東谷に入ってますが、実際子ども達は、今、牧の台小に行っています。にも関わらず、地域の活動は、東谷の方に来ていただくので、子ども達は向こうやから向こうに行きたいということもあるのでは、と思います。やはり、自治会活動とコミュニティ活動は、車の両輪と同じようにやっていくのが本来の姿だと思いますので、自治会活動は、向こうだと、コミュニティ活動の範囲はこっちと、というようなことでは、円滑な活動はしにくいし、我々も地域に対して要望しにくいということもあります。
	一番困るのが子ども達かなと、中学校に入れば一緒なんですけど、小学校の間がどうしても難しいなと。
	資料をいただいたので、これから地域の中で、しっかり意見を聞いて、またこういう場で発表できたらと、こういう方法もありますよ、という提案をしてあげたいというふうに思います。
	中学校の方は、緑台中学校に15人の希望者があるということで、これは近いというだけの問題ですかね。
委員	一つは、大規模校を嫌うという傾向があります。もう一つは、子ども達の間人間関係の中で、やはり、少し離れたところに行きたいという傾向もあります。それと特に多いのは、北陵地域が緑台へ行く傾向があります。もう一つは、特別支援学級の子供達で、少し離れてという要望をされる方もおられます。昔、緑台に行く子は、多くなかったのですが、緑台の校長の時に小学校に制度の紹介をしたのですが、それがきっかけになった傾向はありますね。
	やっぱり固定的な人間関係を少し離れてという希望が出てくるケースが多いのも事実かなと思います。最大のポイントは何かということ、東谷中学校が過密であるというのは大きいです。
委員	北陵小学校の子ども達が東谷中学校よりもまだ遠いところに行くというのは、生徒数が多いという問題よりも本音は、もっと別にあるのではないかなと。
委員	そう思われている方もおられると思います。

	<p>例えば、緑台中学校の学力と東谷中学校の学力はさして変わりありません。ところが緑台の子どもは賢いという神話は未だに生きています。それと同時に緑台高校に行くなら、あっちの方が得なのではないかという、複数志願選抜に制度は変わっているのですが、総合選抜時代の神話が、まだ生きている部分も、はっきり言ってあるかもわかりません。</p> <p>ですから、清和台、多田、多田は近いというのがありますけれども、清和台、東谷のケースというのは、あり得るのではないかと想像はします。</p> <p>結構便利です。山下からバス一本で行けますから。</p>
委員	<p>中学校の義務教育がそうやって、ある程度選んで行くとなると本来の校区という意味が非常に崩れるのではないかと、ということをまず心配するわけです。</p>
会長	<p>昨期の委員でいらした方から、校区とコミュニティの関係というのはずいぶん何度も何度もご発言があって、十二分に配慮せよ、というご注文がありましたので、それについて、審議会として慎重に扱っているところです。</p> <p>ご意見等があれば是非お出しただければと思います。</p>
委員	<p>この機会に教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>抽選をされて落ちておられる方がいますね。抽選に至っては、新1年生のみですか。</p>
委員	<p>はいそのとおりです。</p> <p>校区外希望される方の理由のところ、転入で他市から来られて、その学校の距離などのことがあるということで、学年の途中で転入されてきた方には、校区外就学希望の対象にはならないのですか。</p>
事務局	<p>はい、対象にはなりません。</p>
委員	<p>分かりましたありがとうございます。</p>
会長	<p>改めて他に何かございますか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
委員	<p>特にありません。</p>
委員	<p>ありません</p>
会長	<p>今日は、実態の報告ということですね。これについては、今後、引き続き、実態把握が必要であれば、検討していくということで進めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日の議事は、以上の2点でございます。</p> <p>議事(3)その他に移らせていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございます。</p> <p>2案がありまして、平成29年でございます。</p> <p>第1案が、1月16日(月)17時からと第2案が2月13日(月)17時からでございます。</p> <p>では、2月13日(月)17時から4階庁議室で行います。</p> <p>その他にございますでしょうか。</p>
事務局	<p>委員の皆様方に事務局の方より1点報告させていただきたいと思います。</p> <p>内容は、多田グリーンハイツ地区と清和台地区における学校配置の適正化についてということでございます。</p> <p>すでに各委員ご存知のように、両地区の小中学校統合につきましては、「再検討する」とい</p>

うことで6月議会で報告させていただき、その後のことにつきましては、年内、つまり12月中に議会へ学校配置の適正化に関する手順という形でお示しさせていただくとともに、保護者や地域の方々にお示しさせていただくということでお伝えしておりました。

ところが現時点におきまして、未だ十分な調整ができていないということで年内に学校配置の適正に関する手順がお示しできるかどうか、微妙な状況になっております。

理由といたしまして、保護者や地域の方々から様々なご意見をいただいたということで、その整理であったり、また、学校配置の適正化という非常に大きな課題でございますので慎重に調整しているということで、少し時間がかかっております。残された時間、鋭意努力いたしますが現時点では、そのような状況であるということをご理解賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

報告は、以上でございます。

会 長

ありがとうございます。このような事情ですので、ご理解をいただければ幸いです。

それでは、これをもちまして、閉会といたします。

本日は、ありがとうございました。